

議案第7号

みやき町北茂安B&G海洋センター条例の制定について

みやき町北茂安B&G海洋センター条例を次のように定める。

令和 5年 3月 2日提出

みやき町長 岡 毅

提案理由

この議案は、令和5年4月の機構改革によりみやき町北茂安B&G海洋センターが教育委員会部局から町長部局に所管替えとなることを受け、町長を当該施設の管理者とすると共に、施設目的を町民の生活習慣に対する意識を高めて体力向上及び健康の維持増進を図る健康増進施設に改めることに伴い、みやき町北茂安B&G海洋センター条例の全部を改正する必要があるため、議会の議決を求めるものである。

みやき町北茂安B&G海洋センター条例

みやき町北茂安B&G海洋センター条例（平成17年みやき町条例第128号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 町民の生活習慣に対する意識を高めて体力向上及び健康の維持増進を図るため、みやき町北茂安B&G海洋センター（以下「センター」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 みやき町北茂安B&G海洋センター

位置 みやき町大字白壁1074番地9

（管理）

第3条 センターの管理運営は、町長が行う。

（使用の許可）

第4条 センターを使用しようとする者は、町長の許可を受けなければならない。

2 町長は、前項の許可に当たっては、使用の目的、時間その他管理上必要な使用条件を付することができる。

（使用の不許可）

第5条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の許可をしないことができる。

- （1） 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- （2） センターを毀損し、又は滅失するおそれがあるとき。
- （3） 災害その他の事故等により、センターを使用することができなくなったとき。
- （4） センターの管理運営上支障があると認められるとき。
- （5） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団、その他集团的に又は常習的に暴力的不当行為を行うおそれがある組織の利益になる行為を行うおそれがあると認められるとき。
- （6） その他町長がその使用が適当でないとき。

（使用の制限）

第6条 町長は、施設内において次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入場を拒み、又は退場を命ずることができる。

- （1） 危険な行為又は他人に迷惑を及ぼし、若しくは嫌悪の情を催させる行為をし、又はするおそれのある者
- （2） センターの施設若しくは設備を損傷する行為をし、又はするおそれのある者
- （3） 行商その他商行為をし、又はするおそれのある者
- （4） 同伴者又は引率者のない幼児
- （5） 酒気を帯びていると認められる者

- (6) オムツが完全に取れていない幼児
- (7) 前各号に掲げるもののほか、職員の指示に従わない者
(使用目的の変更等の禁止)

第7条 センターを使用しようとする者は、使用目的を変更し、又は使用権を譲渡し、若しくは他に転貸してはならない。
(許可の取消し及び中止)

第8条 町長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その使用許可を取り消し、又は中止を命ずることができる。

- (1) 虚偽の申請によって使用の許可を受けたとき。
- (2) 許可の条件に反したとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、特別の事由が生じたとき。
(使用料)

第9条 センターを使用する者は、使用を許可されたとき、使用料を納付しなければならない。

- 2 使用料の額は、別表のとおりとする。
- 3 既納の使用料は、還付しない。ただし、使用者の責めに帰さない理由により使用することができなかつた場合は、その全部又は一部を還付することができる。
(使用料の減免)

第10条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に掲げる減免率により使用料を減額し、又は免除することができる。

- (1) 町が主催する行事 100/100
- (2) 65歳以上の者 50/100
- (3) 身障者手帳及び療育手帳の交付を受けている者 100/100
- (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が特別の事情があると認めるとき 町長が適当と認める率
(原状回復の義務)

第11条 使用者は、センターの使用を終了し、又は使用の許可を取り消され、若しくは使用の停止を命ぜられたときは、直ちに使用場所を原状に回復して、返還しなければならない。

(損害賠償)

第12条 使用者は、その責めに帰すべき事由により、センターの施設、設備等を損傷し、又は滅失したときは、速やかに原状に回復し、又は損害額を賠償しなければならない。
(指定管理者による管理)

第13条 センターの管理は地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて町長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第14条 前条の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせる場合に当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 使用の許可に関する業務
- (2) 利用料金に関する業務
- (3) 施設の維持管理に関する業務
- (4) 事業の企画及び実施に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める業務

2 前項の場合における第4条から第6条及び第8条の規定の適用については、これらの規定中「町長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

3 前条に基づく指定管理者の指定の手続は、別に定める。

(利用料金)

第15条 第13条の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合において、指定管理者は、この条例の定めるところにより、利用料金を定めるものとする。この場合において、第9条及び第10条の規定は適用しない。

2 指定管理者は、利用料金をその収入として収受するものとする。

3 使用者は、利用料金を指定管理者に支払わなければならない。

4 利用料金の額は、指定管理者が別表の使用料の金額の範囲内において、あらかじめ町長の承認を得て定める。

5 指定管理者は、町長があらかじめ定めた基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

6 指定管理者は、町長があらかじめ定めた基準に従い、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

(運営委員会)

第16条 センターの円滑な運営と町長の諮問に応ずるため、センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会に関し必要な事項は、町長が別に定める。

3 委員の報酬及び費用弁償については、みやき町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年みやき町条例第29号）の定めるところによる。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第9条関係）

施設名	区分		使用料	
			町内	町外
プール	個人使用	小学生・中学生	100円	310円
		一般	150円	420円
		親と幼児	150円	420円
	団体使用 (最長2時間・1時間単位)	大プール(1コース当たり)	510円×使用時間数+個人使用料	
		小プール	570円×使用時間数+個人使用料	
ロッカー			10円	

- 1 「町内」とは、町内居住者又は町内に勤務し、若しくは在学している者をいう。
- 2 「町外」とは、「町内」以外の者をいう。
- 3 「個人使用」とは、団体使用以外の使用をいう。
- 4 「団体使用」とは、10人以上の団体で部分的に占有する使用をいう。
- 5 「一般」とは、小学生、中学生及び幼児以外の者をいう。
- 6 「小学生・中学生」とは、小学校の児童又はこれに準ずる者及び中学校の生徒又はこれに準ずる者をいう。
- 7 「幼児」とは、学齢に達しない6歳以下の者をいう。
- 8 プールの回数券は、次の各号に掲げる区分により当該各号に定める額を割り引くものとする。
 - 1 セット100円券12枚綴りについては200円
 - 1 セット150円券12枚綴りについては300円
 - 1 セット310円券12枚綴りについては620円
 - 1 セット420円券12枚綴りについては840円
- 9 65歳以上の者は、この表に定める額の半額（10円未満切上げ）とする。ただし、ロッカーのみの使用は除く。

みやき町北茂安B&G海洋センター条例に係る新旧対照表

改正前	改正後
<p>(設置)</p> <p>第1条 <u>この条例は、海洋性スポーツ・レクリエーションを通じて住民の親睦及び融和を図るとともに、福祉の増進及びたくましい精神力、豊かな人間性、英知みなぎる青少年の育成を図るため、みやき町北茂安B&G海洋センター（以下「センター」という。）を設置する。</u></p> <p>(管理)</p> <p>第3条 <u>センターは、みやき町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理する。ただし、センターの管理については、設置目的に応じ、最も効率的に管理運用しなければならない。</u></p> <p>(職員)</p> <p>第4条 <u>センターに所長を置き、その他の職員を置くことができる。</u></p> <p>2 <u>所長は、教育委員会が任命する。</u></p> <p>3 <u>所長は、教育委員会の命を受け、センターがその設置の目的に添うよう管理運営し、所属職員を指揮監督する。</u></p> <p>4 <u>職員は、所長の命を受け、センターに関する事務及びスポーツ指導に当たる。</u></p> <p>5 <u>所長は、教育長と協議の上、利用時間にかかわらず、講師及び育成士等を委嘱することができる。</u></p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 <u>町民の生活習慣に対する意識を高めて体力向上及び健康の維持増進を図るため、</u></p> <p>_____みやき町北茂安B&G海洋センター（以下「センター」という。）を設置する。</p> <p>(管理)</p> <p>第3条 <u>センターの管理運営は、町長が行う。</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(削除)</p>

改正前	改正後
<p>(利用の許可)</p> <p>第5条 センターを利用しようとするものは、<u>あらかじめ教育委員会</u>の許可を受けなければならない。</p> <p>2 <u>教育委員会</u>は、前項の許可に当たっては、<u>利用</u>の目的、時間その他管理上必要な<u>利用条件</u>を付することができる。</p> <p>(許可の制限)</p> <p>第6条 <u>教育委員会</u>は、次の各号のいずれかに該当する場合は、<u>センターの利用を許可しない。</u></p> <p>(1) <u>政治、宗教、結社等のための集会、講演会及びこれらの広報活動を行うおそれがあると認められるとき。</u></p> <p>(2) <u>公益又は風俗を害するおそれがあると認められるとき。</u></p> <p>(3) <u>センターの施設を破損するおそれがあると認められるとき。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(4) <u>前3号に掲げるもののほか、教育委員会が管理上適当でない</u>と認めるとき。</p>	<p>(使用の許可)</p> <p>第4条 センターを使用しようとする者は、<u>町長</u>の許可を受けなければならない。</p> <p>2 <u>町長</u>は、前項の許可に当たっては、<u>使用</u>の目的、時間その他管理上必要な<u>使用条件</u>を付することができる。</p> <p>(使用の不許可)</p> <p>第5条 <u>町長</u>は、次の各号のいずれかに該当するときは、<u>前条の許可をしない</u>ことができる。</p> <p>(1) <u>公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。</u></p> <p>(2) <u>センターを毀損し、又は滅失するおそれがあるとき。</u></p> <p>(3) <u>災害その他の事故等により、センターを使用することができなくなったとき。</u></p> <p>(4) <u>センターの管理運営上支障があると認められるとき。</u></p> <p>(5) <u>暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号</u>に掲げる暴力団、その他集团的に又は常習的に暴力的不当行為を行うおそれがある組織の利益になる行為を行うおそれがあると認められるとき。</p> <p>(6) <u>その他町長がその使用が適当でない</u>と認めるとき。</p>

改正前	改正後
<p>(利用の制限)</p> <p>第7条 <u>教育委員会</u>は、施設内において次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入場を拒み、又は退場を命ずることができる。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(利用目的の変更等の禁止)</p> <p>第8条 センターを<u>利用</u>しようとする者は、<u>利用目的</u>を変更し、又は<u>利用権</u>を譲渡し、若しくは他に転貸してはならない。</p> <p>(許可の取消し及び中止)</p> <p>第9条 <u>教育委員会</u>は、<u>利用者</u>が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その<u>利用許可</u>を取り消し、又は中止を命ずることができる。</p> <p>(1) 虚偽の申請によって<u>利用</u>の許可を受けたとき。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、特別の事由が生じたとき。</p> <p>(使用料)</p> <p>第10条 センターを<u>利用</u>する者は、<u>利用</u>を許可されたとき、使用料を納付しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 既納の使用料は、還付しない。ただし、<u>利用者</u>の責めに帰さ</p>	<p>(使用の制限)</p> <p>第6条 <u>町長</u>は、施設内において次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入場を拒み、又は退場を命ずることができる。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(使用目的の変更等の禁止)</p> <p>第7条 センターを<u>使用</u>しようとする者は、<u>使用目的</u>を変更し、又は<u>使用権</u>を譲渡し、若しくは他に転貸してはならない。</p> <p>(許可の取消し及び中止)</p> <p>第8条 <u>町長</u>は、<u>使用者</u>が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その<u>使用許可</u>を取り消し、又は中止を命ずることができる。</p> <p>(1) 虚偽の申請によって<u>使用</u>の許可を受けたとき。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 前各号に掲げるもののほか、特別の事由が生じたとき。</p> <p>(使用料)</p> <p>第9条 センターを<u>使用</u>する者は、<u>使用</u>を許可されたとき、使用料を納付しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 既納の使用料は、還付しない。ただし、<u>使用者</u>の責めに帰さ</p>

改正前	改正後
<p>ない理由により<u>利用</u>することができなかった場合は、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(使用料の減免)</p> <p><u>第11条</u> 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に掲げる減免率により使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1) <u>みやき町、教育委員会、みやき町体育協会及びセンター(海洋クラブを含む。)</u>が主催する行事 100/100</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 前<u>3号</u>に掲げるもののほか、<u>教育委員会</u>が特別の事情があると認めるとき <u>100/100以内</u></p> <p>(原状回復の義務)</p> <p><u>第12条</u> <u>利用者</u>は、センターの<u>利用</u>を終了し、又は<u>利用</u>の許可を取り消され、若しくは<u>利用</u>の停止を命ぜられたときは、直ちに<u>利用場所</u>を原状に回復して、返還しなければならない。</p> <p>(損害賠償)</p> <p><u>第13条</u> <u>利用者</u>は、その責めに帰すべき事由により、センターの施設、設備等を損傷し、又は滅失したときは、速やかに原状に回復し、又は損害額を賠償しなければならない。</p> <p>(指定管理者による管理)</p>	<p>ない理由により<u>使用</u>することができなかった場合は、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(使用料の減免)</p> <p><u>第10条</u> 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に掲げる減免率により使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1) <u>町</u>が主催する行事 100/100</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 前<u>各号</u>に掲げるもののほか、<u>町長</u>が特別の事情があると認めるとき <u>町長が適当と認める率</u></p> <p>(原状回復の義務)</p> <p><u>第11条</u> <u>使用者</u>は、センターの<u>使用</u>を終了し、又は<u>使用</u>の許可を取り消され、若しくは<u>使用</u>の停止を命ぜられたときは、直ちに<u>使用場所</u>を原状に回復して、返還しなければならない。</p> <p>(損害賠償)</p> <p><u>第12条</u> <u>使用者</u>は、その責めに帰すべき事由により、センターの施設、設備等を損傷し、又は滅失したときは、速やかに原状に回復し、又は損害額を賠償しなければならない。</p> <p>(指定管理者による管理)</p>

改正前	改正後
<p>第14条 センターの管理は地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて<u>教育委員会</u>が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。</p> <p>(利用料金)</p> <p>第15条 <u>前条</u>の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合において、指定管理者は、この条例の定めるところにより、利用料金を定めるものとする。この場合において、<u>第10条及び第11条</u>の規定は適用しない。</p>	<p>第13条 センターの管理は地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて<u>町長</u>が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。</p> <p>(指定管理者が行う業務の範囲)</p> <p>第14条 <u>前条</u>の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせる場合に当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。</p> <p>(1) <u>使用</u>の許可に関する業務</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、<u>町長</u>が必要と認める業務</p> <p>2 前項の場合における<u>第4条から第6条及び第8条</u>の規定の適用については、これらの規定中「<u>町長</u>」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。</p> <p>3 <u>前条に基づく指定管理者の指定の</u>手続は、<u>別に定める。</u></p> <p>(利用料金)</p> <p>第15条 <u>第13条</u>の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合において、指定管理者は、この条例の定めるところにより、利用料金を定めるものとする。この場合において、<u>第9条及び第10条</u>の規定は適用しない。</p>

改正前	改正後
<p>2 (略)</p> <p>3 <u>利用者</u>は、利用料金を指定管理者に支払わなければならない。</p> <p>4 利用料金の額は、指定管理者が別表の使用料の金額の範囲内において、あらかじめ<u>教育委員会</u>の承認を得て定める。</p> <p>5 指定管理者は、<u>教育委員会</u>があらかじめ定めた基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。</p> <p>6 指定管理者は、<u>教育委員会</u>があらかじめ定めた基準に従い、利用料金の全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(指定管理者が行う業務の範囲)</p> <p><u>第16条</u> <u>第14条</u>の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせる場合に当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。</p> <p>(1) <u>利用</u>の許可に関する業務</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、<u>教育委員会</u>が必要と認める業務</p> <p>2 前項の場合における<u>第5条</u>から<u>第7条</u>及び<u>第9条</u>の規定の適用については、これらの規定中「<u>教育委員会</u>」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。</p> <p>3 <u>第1項</u>の規定に基づき指定管理者の指定の手続は、<u>みやき町北茂安B&G海洋センターの指定管理の実施に関する規則</u>（以下「<u>指定管理に関する規則</u>」という。）で定める。</p>	<p>2 (略)</p> <p>3 <u>使用者</u>は、利用料金を指定管理者に支払わなければならない。</p> <p>4 利用料金の額は、指定管理者が別表の使用料の金額の範囲内において、あらかじめ<u>町長</u>の承認を得て定める。</p> <p>5 指定管理者は、<u>町長</u>があらかじめ定めた基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。</p> <p>6 指定管理者は、<u>町長</u>があらかじめ定めた基準に従い、利用料金の全部又は一部を還付することができる。</p>

改正前	改正後
<p><u>4 指定管理者は、指定管理に関する規則で定める管理の基準に基づき、その管理の業務を行わなければならない。</u></p> <p>(運営委員会)</p> <p><u>第17条</u> センターの円滑な運営と<u>教育長</u>の諮問に応ずるため、センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。</p> <p>2 運営委員会に関し必要な事項は、<u>教育委員会</u>が別に定める。</p> <p>3 (略)</p> <p>(委任)</p> <p><u>第18条</u> この条例の施行に関し必要な事項は、<u>教育委員会</u>が別に定める。</p> <p>附 則</p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 この条例は、<u>平成17年3月1日</u>から施行する。</p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p>2 <u>この条例の施行の日の前日までに、合併前の北茂安町B&G海洋センターの管理に関する条例（昭和62年北茂安町条例第5号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。</u></p>	<p>(運営委員会)</p> <p><u>第16条</u> センターの円滑な運営と<u>町長</u>の諮問に応ずるため、センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。</p> <p>2 運営委員会に関し必要な事項は、<u>町長</u>が別に定める。</p> <p>3 (略)</p> <p>(委任)</p> <p><u>第17条</u> この条例の施行に関し必要な事項は、<u>町長</u>が別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、<u>令和5年4月1日</u>から施行する。</p>
別表 (第10条関係)	別表 (第9条関係)

改正前				改正後				
区分		町内	町外	施設名	区分	使用料		
プール	小学生	100	310	プール	個人使用	小学生・中学生	100円	310円
	中学生	100	310			一般	150円	420円
	高校生	150	420			親と幼児	150円	420円
	一般	150	420	団体使用 (最長2時間・1時間単位)	大プール (1コース当たり)	510円×使用時間数+個人使用料		
	親と幼児(6歳以下)	150	420		小プール	570円×使用時間数+個人使用料		
ロッカー	町内、町外利用者共 10円			ロッカー	全ての使用者		10円	
備考				備考				
1 「町内」とは、 <u>町内に在住し、在勤し、又は在学している者をいう。</u>				1 「町内」とは、 <u>町内居住者又は町内に勤務し、若しくは在学している者をいう。</u>				
2 「町外」とは、「町内」以外の者をいう。				2 「町外」とは、「町内」以外の者をいう。				
				3 「個人使用」とは、 <u>団体使用以外の使用をいう。</u>				
				4 「団体使用」とは、 <u>10人以上の団体で部分的に占有する使用をいう。</u>				
				5 「一般」とは、 <u>小学生、中学生及び幼児以外の者をいう。</u>				
				6 「小学生・中学生」とは、 <u>小学校の児童又はこれに準ずる者及び中学校の生徒又はこれに準ずる者をいう。</u>				
				7 「幼児」とは、 <u>学齢に達しない6歳以下の者をいう。</u>				
3 <u>温水プールの回数券は、次の各号に掲げる区分により当該各</u>				8 <u>プールの回数券は、次の各号に掲げる区分により当該各号に</u>				

改正前	改正後
<p>号に定める額を割り引くものとする。</p> <p>1セット100円券12枚綴りについては200円</p> <p>1セット150円券12枚綴りについては300円</p> <p>1セット310円券12枚綴りについては620円</p> <p>1セット420円券12枚綴りについては840円</p> <p><u>4</u> 65歳以上の者は、<u>この表に定める額</u>の半額（10円未満切上げ）とする。</p>	<p>定める額を割り引くものとする。</p> <p>1セット100円券12枚綴りについては200円</p> <p>1セット150円券12枚綴りについては300円</p> <p>1セット310円券12枚綴りについては620円</p> <p>1セット420円券12枚綴りについては840円</p> <p><u>9</u> 65歳以上の者は、<u>プールの個人使用料</u>の半額（10円未満切上げ）とする。<u>ただし、ロッカーのみの使用は除く。</u></p>

みやき町北茂安B & G海洋センター条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、みやき町北茂安B & G海洋センター条例（令和5年みやき町条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用者の範囲)

第2条 みやき町北茂安B & G海洋センター（以下「センター」という。）の使用は、一般に公開する。

(使用時間及び休館日等)

第3条 センターの使用時間及び休館日等は、次のとおりとする。ただし、町長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

- (1) 使用時間 午前9時30分から午後9時まで（ただし日曜日は午前10時から午後6時まで）
- (2) 休館日 毎週月曜日及び12月29日から翌年1月3日までの日
- (3) 閉館日 1月4日から1月7日までの日

(使用の申請)

第4条 条例第4条の規定により、センターの使用許可を10人以上の団体で受けようとする者は、北茂安B & G海洋センター使用許可申請書（様式第1号）を使用日の3月前の日の属する月の初日から使用日の1週間前までに町長に提出しなければならない。ただし、個人については、当日申請することができる。

(使用の許可)

第5条 町長は、前条の許可をするときは、北茂安B & G海洋センター使用許可書（様式第2号）を申請者に交付する。

2 町長は、使用を許可するに当たって、次の各号のいずれかに該当する者の入場を禁止する旨の条件を付するものとする。

- (1) 感染性の疾病にかかっていると認められる者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 凶器、劇薬その他危険物を携帯する者

(使用の取消し)

第6条 使用の取消しをしようとする者は、北茂安B & G海洋センター使用取消届（様式第3号）に利用許可書を添えて使用日の前日までに町長にその提出しなければならない。

(使用者の遵守事項)

第7条 使用者は、センターにおいて次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 火気の使用その他の危険な行為をしないこと。
- (2) センターの施設及び備品を損傷しないこと。
- (3) 許可を受けずに物品販売若しくは陳列又は広告物の掲示若しくは配布をしないこと。
- (4) センターの附属設備以外の器具を持ち込み、又は特別の設備をして使用するときは、事前に許可を受けること。
- (5) 使用者は、水泳ができる水着及び水泳帽子を着用すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、センターの使用については、係員の指示に従うこと。

(設備等破損の処理)

第8条 使用者が施設の使用中に建物及び設備若しくは備品等を破損し、又は亡失したときは、北茂安B&G海洋センター施設備品等破損亡失届(様式第4号)を町長に提出しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

北茂安B&G海洋センター使用許可申請書

みやき町長 様

北茂安B&G海洋センターを使用したいので、次のとおり申請します。
 なお、使用に際しては、みやき町北茂安B&G海洋センター条例及び同条例施行規則を遵守します。

使 用 日 時	月 日 (曜日)	時 分 から 時 分 まで
使 用 目 的		
使 用 施 設	みやき町北茂安B&G海洋センター	
団 体 名		
使 用 者 及 び 使 用 人 員	幼 児 _____ 人 小 学 生 _____ 人 中 学 生 _____ 人 高 校 生 _____ 人 一 般 _____ 人 合 計 (_____ 人)	
使 用 料 減 免 申 請	有 ・ 無	
使 用 料	有 料 _____ 円 無 料 _____	
使 用 する 附 帯 設 備	・プールフロア(_____ 台) ・スイミングヘルパー(_____ 個) ・大ビート板(_____ 枚) ・ビート板(_____ 枚) ・放送設備 ・ベースクロック ・コースロープ(_____ 本) ・その他(_____)	
そ の 他 必 要 な 事 項		
申 請 者	_____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 住 所 _____ 電 話 番 号 _____ _____ 職 業 _____ 使 用 責 任 者 _____ (印)	

北茂安B&G海洋センター使用許可書

使用日時	月 日 (曜日)	時 分から 時 分まで
使用目的		
使用施設	みやき町北茂安B&G海洋センター	
団体名		
使用者及び 使用人員	幼児 _____ 人 小学生 _____ 人 中学生 _____ 人 高校生 _____ 人 一般 _____ 人 合計(_____ 人)	
使用料減免申請	有 ・ 無	
使用料	有 料 円 無 料	
使用する 付帯設備	・プールフロア(台) ・スイミングヘルパー(個) ・大ビート板(枚) ・ビート板(枚) ・放送設備 ・ベースクロック ・コースロープ(本) ・その他()	
その他必要な事項		
B & G 海 洋 セ ン タ ー	上記の件許可する。 年 月 日 <div style="text-align: right;">みやき町長</div>	

北茂安B&G海洋センター使用取消届出書

年 月 日

みやき町長 様

許可された使用を取り消したいので、次のとおり届け出ます。

届出者 (使用責任者)	氏名	
	住所	〒
	電話番号	
	団体名	
使用日時	月 日 (曜日)	時 分から 時 分まで
使用者及び 使用人員	幼児 人 小学生 人 中学生 人 高校生 人 一般 人 合計(人)	
使用料減免申請	有 ・ 無	
使用料	有料 円 無料	
中止理由		
特記事項		

※本届出書を提出された場合は、付帯設備の使用も中止したものとする。

北茂安B&G海洋センター施設備品等破損・亡失届出書

年 月 日

みやき町長 様

施設等を毀損（滅失）したので、次のとおり届け出ます。

届出者 (使用責任者)	氏名	
	住所	〒
	電話番号	
	団体名	
使用日時	月 日 (曜日)	時 分から 時 分まで
破損（亡失） した日時	月 日 (曜日)	時 分から 時 分まで
破損（亡失） した施設等		
破損（亡失）した ときの状況等		
特記事項		